

令和 6 年度労働保険料率の一部改定されました。

○建設事業	令和 5 年度		令和 6 年度
建築事業(既設建築物設備工事を除く)	1000 分の 9.5	→	1000 分の 9.5
道路新設事業	1000 分の 11	→	1000 分の 11
既設建築物設備工事業	1000 分の 12	→	1000 分の 12
機械装置の組立て又は据付けの事業	1000 分の 6.5	→	1000 分の 6
その他の建設事業	1000 分の 15	→	1000 分の 15

○製造業			
木材又は木製品製造業	1000 分の 14	→	1000 分の 13
その他の製造業	1000 分の 6.5	→	1000 分の 6

令和 6 年度の雇用保険料率の変更はありません。

○雇用保険	令和 6 年度		令和 5 年度
一般の事業	1000 分の 15.5	→	1000 分の 15.5
建設の事業	1000 分の 18.5	→	1000 分の 18.5

雇用保険の適用拡大

平成 29 年 1 月 1 日以降、雇用保険の適用除外となっていた 65 歳以上の雇用者についても雇用保険の適用となりました。

保険料の徴収は、令和 1 年度までは免除となっておりましたが、令和 2 年度より 64 歳以上の者についての雇用保険料の徴収がされております。

令和 6 年度 1 人親方労災特別加入の料率に変更されました。

○第 2 種特別加入	令和 5 年度		令和 6 年度
建設業の一人親方	1000 分の 18	→	1000 分の 17